# 保健でお医者さんに



満70歳以上のかたと、一定の障害のある65歳以上のかたは、お医者さんにかかると き、老人保健医療制度で治療を受けることになります。この制度の対象者には、「健康 手帳」と「医療受給者証」が交付されます。お問い合わせは社会福祉課へ。☎(866)2093

## 老人保健医療制度の対象者は?

老人保健医療制度の対象となるのは、 の条件にあてはまるかたです。なお、該当する かたで、「医療受給者証」をお持ちでないかたは、社会福祉課に申請をしてください。

#### 満70歳以上のかた

満70歳の誕生日の翌月から制度の対象に なります。ただし、月の初日(1日)が70歳 の誕生日のかたは、その月から対象になり

なお、対象となるかたには、はがきで通 知します。

### 一定の障害のある65歳以上のかた 下記の条件に該当するかたも対象です。

- ・身体障害者手帳の等級で1~3級
- ・身体障害者手帳4級の音声機能・言語機能
- ・身体障害者手帳4級で下肢障害1・3・4号
- ·療育手帳 A
- ・障害年金証書1・2級
- ·精神障害者保健福祉手帳1 · 2級



#### お医者さんにかかるときは?

病院では、「保険証」といっしょに「健康 手帳」と「医療受給者証」を窓口に提示 してください。

### 医療費などの自己負担額は?

お医者さんにかかったときは、外来(通院)・入院中の医療費や食事代、薬剤費の一部負担 金を窓口で支払ってください。4月1日(木)からの医療費は次のとおりです。

1日につき530円です。ただし、1か月に4回(2,120円)を限度として、ひとつの医療機関 ごとに支払います。なお、医科と歯科では別々に支払います。

#### 入院

1日1,200円で、入院日数分を支払います。

ただし、住民税非課税世帯等のかたは、1か月に35,400円を限度とします。この場合、「入 院時一部負担金限度額適用認定証」が必要です。また、住民税非課税世帯等で、老齢福祉年金 を受けているかたは、1日500円を入院日数分支払いますが、この場合には「入院時一部負担 金減額·薬剤一部負担金免除認定証」が必要です。いずれの場合も、申請手続きをしてください。

### 入院中の食事代

入院中の食事代は、右表のとおりです。なお、 住民税非課税世帯等のかたは、「標準負担額減 額認定証」が必要ですので、申請してください。 また、表中の90日を超える入院とは、過去12 か月間の入院日数が91日以上のことです。

### 薬剤費

#### 内服薬(1日分)

1 種類	2~3種類	4~5種類	6種類以上
無料	30円	60円	100円

#### 入院中の食事代

外田茶

_	般	1日	760円
住民税が 非課税の 世帯など	90日までの入院	1日	650円
	90日を超える入院	1日 (91日	500円目から)
住民税か 老齢年金	1日	300円	

#### 外用薬と頓服薬(内服薬とは別に計算されます)

(湿布、目薬など)			(解熱剤、鎮痛剤など)
1種類	2 種類	3種類以上	1 種類につき
50円	100円	150円	10円

に、日帰り人間ドックを受けるとき、

受

自己負担額は1万

#### 異動や引っ越しのシーズンです

# 国民年金の届け出も お忘れなく!!

国民年金に加入しているかたは、 就職や結婚など人生の節目に、国民 年金への届け出が必要になります。 届け出が遅れると、将来、年金が減 らされたり、もらえなくなったりす ることがあります。次のような場合 には必ず届け出をして、将来のトラ ブルを防ぎましょう。

届け出は国民年金課、土崎支所、 新屋支所へどうぞ。

#### こんなときは届け出を!!

- ▶サラリーマンの夫の扶養になったとき 年金手帳、印鑑、健康保険証が必要です
- ▶60歳前に退職したとき 年金手帳、離職証明(または退職辞令)が
- ▶サラリーマンの夫が離職したとき 年金手帳、夫の離職証明(または退職辞
- ▶他の市町村から転入したとき 年金手帳が必要です

## 平成10年度の保険料は

4月30日までに納めましょう 平成10年度の納入通知書は、5月1 日(土)以降は使えません。保険料を納め ないままにしておくと、年金を受け取る ために必要な期間を満たすことができな くなることがあります。定められた期間 内に納めましょう。

#### 平成11年度の保険料は 前年と同額の月13,300円です

平成11年度の保険料は月額13,300円。 保険料は、まとめて納めると割り引か れる前納割引制度があります。平成11 年度分を前納すると、3,850円の割り引 きがあり、お得です。前納は4月30日 (金)までに済ませてください。

#### 国民年金保険料の納付は 口座振替が便利で確実

国民年金保険料の納付は、手間が省け て、納め忘れがない口座振替をお勧めし ます。手続きは市内の各金融機関、国民 年金課、土崎支所、新屋支所でどうぞ。

問い合わせ 国民年金課☎(866)2097

# などにある工場や事業場から発生する悪臭や 市街化区域など、住宅が集中している地 制臭地・ 域騒 <sup>場が拡大されま</sup> ます

て国民健康保険課または土崎支所、を申し込み 4月1日休から、保険間40枚を限度に受療券を交付します。1回につき8百円の受療費を助成し はり・きゅう・マッサージを受けるとき、 国民健康保険課☎(866) につき8百円の受療費を助成します。 民健康保険に入っている55歳以上の ます 2098 保険証を持っ ます。 新屋支所

年

見用を助成-**心**うま・ マッ サー

ジ の かた

7 8 6

新屋支所へ。申し込み多数の場合は抽選にな険証を持って国民健康保険課または土崎支所、 接本人にお知らせします。 受診日時は、後日、医療機関から直 申し込み多数の場合は抽選にな 国民健康保険課 6)2 0 9

医療機関 市立秋田総合円~1万6千円です。料の約7割を助成します。 病院、中通健康クリニック、 秋田県総合保健センター 4月1日休から15日 合 () 秋田紀 1休まで、 秋田赤十字 組 合総合病 保

し込み

[から40年4月1日までに生まれたかたを対国民健康保険に入っている昭和5年4月2 人間ドッ クの受診 を 助

插职落

**☎**(866)2057 い合わせ 一崎支所、 資産税課☎(866)2 新屋支所でお見せし 0 5

資産税課、 また、土地評価額の基礎となる路線価図

明細書がついていますので、月1日休にお送りします。通 には減免の制度がありますので、30日金です。災害など特別な事情 くお確かめください。 平 成11年度の固定資産税の納税通知書を |税通知書をお送りし||定資産税の 固定資産税の **利度がありますので、お問い合わ** 災害など特別な事情のあるかた 第1期の納期 通知書には、課 資産の内訳 ま が限は4月

市役所からの

